

知って
みよう

学んで
みよう

江戸川区

こどものけんりじょうれい

子どもの権利条例

令和3年(2021年)7月1日誕生!



子ども
18歳になって
いない
全ての人

子どもには
権利がある

保護者・区民・
地域施設
力を合わせる

江戸川区は
必要な
支援をします

子どもは、生まれたときから大切な権利を持っています。

その権利を江戸川区全体で大切に守っていくために、

江戸川区子どもの権利条例ができました。

子どもは一人ひとりが権利を持ち、その権利が大切に守られます。

誰もが
生まれたとき
から権利が
守られる

子ども家庭部子育て支援課権利擁護係

子どもの権利条例

前文

言葉を使えない
赤ちゃんにも
権利があるよ。

P1 point

子どもが成長して
いくために、遊んだり
休息したりすることも
権利の1つとして
認められているよ。

P3 point

子どもは自分の
思いや意見を自由に
発表できるよ。

P1 point

誰もが安心して
自分らしく暮らせる
まちを目指すための
江戸川区のルール
だよ。

子どもは、生まれたときから、人種や性別、障害や病気のある、なしなどにかかわらず、一人の人間として大切にされるかけがえのない存在です。一人ひとりがさまざまな個性や能力を持ち、誰もが大きな夢を抱き、未来への可能性が開かれています。

すべての子どもは、保護者や多くのおとなの愛情のもとで、安心して育ち、遊び、学び、暮らしていくことができます。そのために、おとなは、お互いに力を合わせ、子ども自身が成長する力を認めるだけでなく、子どもの思いや意見をしっかりと受け止め、一緒に考え、子どもの育ちを支えていきます。

子どもは、さまざまな活動の場に参加し、感じたことや、考えたことを自由に伝え、発表することができます。

一人ひとりの子どもの思いや意見が大切にされるとともに、より良い社会をつくるため、子どももまた地域社会をつくる一員として、自ら学び、まわりの人と協力していくことが大切です。お互いの権利を大切にしようまちは、すべての人にとって夢や希望にあふれるまちになります。

江戸川区は、児童の権利に関する条約、ともに生きるまちを目指す条例の考えをもとに、すべての区民が力を合わせ、まち全体で子どもの育ちを支え、すべての子どもにとって最もよいことが実現できるまちづくりを進めることを宣言し、この条例を定めます。

前文とは
子どもの権利についての
基本的な考え方を
示して、子どもにとって
最もよいことが実現できる
まちづくりを進めるという
江戸川区の宣言だよ。

おとなは子どもの
意見をしっかりと受け
止め、子どもにとって
最もよいことを一緒に
考えてくれるよ。

P3 point

ともだちとの関係も小さな
社会。意見がちがっていて
当たり前。それぞれの意見
が大切にされることで、
誰もが安心して自分らしく
暮らせるまちの実現に
つながるよ。

子どもにとって
最も良いことを
第一に考えて
いくよ。

P3 point

全11条の 条文

第1条
目的

第2条
言葉の意味

第3条
大切な権利

子どもの
権利

第4条
保護者の役割

第5条
区民の役割

第6条
育ち学ぶ施設の関係者の役割

第7条
江戸川区の役割

第8条
協力

おとなの
役割

第9条
権利が守られていない
状態からの回復

第10条
子どもの権利を広く伝え、
知ってもらうこと

第11条
委任

その他

全文



PDF

<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/documents/26929/jyourei.pdf>

P1
ポイント

子どもは誰もがみんな 生まれたときから権利をもちます

赤ちゃんから高校生まで、すべての子どもは、おとなと同じように一人の人間としての権利を持っています。また、成長をしていく中で必要な、安全が守られる、自分らしく成長できるよう支援されるなどの、子どもならではの権利もあります。

P2
ポイント

児童の権利に関する条約(国連子どもの権利条約)の 考えにもとづきます

児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)は、世界中の国で話し合い、定められた子どもの権利を守っていくための約束です。日本は1994年にこの条約を守っていくことを決めました。



「子どもの権利に関する条約」について
もっと知りたいときは…

ユニセフホームページ(子どもと先生の広場子どもの権利条約)
<https://www.unicef.or.jp/kodomo/kenri/>

P3
ポイント

大切な権利は4つ (江戸川区子どもの権利条例第3条2項)

- 自分が大切に
かけがえない
存在であると思える
- 平和や安全が
守られる
- 成長のための支援を
受けることができる

自分らしく
成長できる

意見を表して
考えてもらう
ことができる

- 自由に意見を
表すことができる
- 思いや意見を
受け止められる
- 年齢や発達に
応じてしっかりと
考えてもらう
ことができる

- どんな差別も
受けない
- どんな虐待も
受けない
- どんないじめも
受けない
- 安心して生きて
いくことができる

差別を
受けない

最もよいことを
考えてもらう
ことができる

- 自分に関するあ
らゆることにつ
いて、自分にと
って最もよいこ
とを考えてもら
うことができる



考えてみよう!

- ☒ 自分が今一番大事だと思う権利は?
- ☒ 子どもの権利が大切にされるために必要なことを、
友達や家族と話し合ってみよう

条例誕生までのプロセス

江戸川区は、誰もが安心して自分らしく暮らせるまちの実現を目指しています。子どもたちが安全・安心に暮らしていけるように、子どもの権利を区全体で大切に守っていくための条例をつくることにしました。

進めかたとしては、主役となる子どもたちに意見をききながらつくりました。いろいろな方法でできました。

① ワークショップの開催



小学生向け、中学生・高校生向けの子どもの権利に関するワークショップを開催しました。子どもの権利や子どもの権利条約について学んだうえで、考えたこと、日頃感じていること、意見などを出し合いました。

② 多様な子どもたちからのヒアリング(ききとり)

自ら声をあげることが難しい子どもに、日頃感じていることなどについてお話をききました。特別支援学級に通っている子ども、日本語学級に通っている外国人の子ども、LGBT(性的マイノリティ)の子ども、不登校の子どもなどからお話をききました。

③ 小・中学校での意見



より多くの子どもたちの意見をきくために、江戸川区がつくった条例のもとになる案について、区立の小学校と、区立中学校の生徒会から感想や意見をもらいました。

④ その他(おとなの人たち)

子どもの意見だけではなく、おとなからも条例に対する意見をもらいました。大学教授や、子どもに関係する施設で働いている人、保護者など日頃から子どもにかかわっているおとなが集まる会議や、パブリックコメントなどで条例のもとになる案についての意見をもらいました。

子どもも含めたさまざまな人から意見をもらい、つくられた条例の案は、江戸川区議会で話し合われたあとに認められ、令和3年7月1日に江戸川区子どもの権利条例ができました。

「江戸川区子どもの権利条例」についてもっと知りたいときは…



<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e047/kosodate/kenri/kenrijyorei.html>

連絡先

相談

えどがわ子どもの権利ほっとライン

子どもの権利を守るために手助けをする子どもの権利擁護委員が相談を受け付けます。

☎0120-301-123

火曜・木曜 13時～18時 / 土曜 10時～15時 ※祝日、年末年始はのぞく
<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e047/kosodate/kenri/kenriyugoin.html>



相談

教育相談室

教育に関する悩みや心配事の相談を受け付けます。

グリーンパレス教育相談室

☎03-5662-7204

西葛西教育相談室

☎03-5676-2898

南篠崎教育相談室

☎03-3698-0433

月曜～金曜 9時～16時30分 ※祝日、年末年始はのぞく
<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e072/kosodate/kyoiku/kyoiku/shisetuitiran/kyoikusodan/kyoikusodan.html>



相談

江戸川区児童相談所 はあとポート

18歳未満の子どもに関することはどんな相談でも受け付けます。

☎03-5678-1810

月曜～土曜 8時30分～17時 ※祝日、年末年始はのぞく

☎189 児童相談所虐待対応ダイヤル
全国共通 / 24時間対応 / 通話料無料
<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/jiso/index.html>



活動

子ども未来館

小学生が楽しく学べるさまざまなプログラムを行う子どもアカデミーと、5万冊以上の児童図書がある子どもライブラリーがあります。

江戸川区篠崎町3-12-10

篠崎ポニーランドとなり

開館時間 9時～17時

休館日 ①アカデミー：月曜日(月曜が祝日の場合は次の火曜日)、年末年始
②ライブラリー：第4月曜日、年末年始、図書整理期間

<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/miraikan/>



活動

共育プラザ

学習室や音楽室、スポーツルーム、談話室などがあり、中学生・高校生が安心して自由に過ごせる居場所です。バンド、ダンス、eスポーツなど幅広い活動で利用できます。共育プラザは、区内に7か所あります。

平井、中央、一之江、葛西、小岩、南小岩、南篠崎
https://www.city.edogawa.tokyo.jp/kyoiku_plaza/



江戸川区子どもの権利条例

江戸川区子ども家庭部子育て支援課権利擁護係
☎03-5662-3465

令和6年7月発行



えどがわくこども けんりようごいいん 江戸川区子どもの権利擁護委員が

そうだん う つ 相談を受け付けます

えどがわく くぜんたい こ けんり たいせつ まも れいわ ねん がつ
江戸川区では、区全体で子どもの権利を大切に守っていくために、令和3年6月に
こ けんりじょうれい
子どもの権利条例ができました。

こ けんり まも こ けんりようごいいん そうだん う つ
子どもの権利を守るために、子どもの権利擁護委員がみなさんの相談を受け付け、
てだす
手助けをします。

がっこう かてい なや こま こ けんり そうだん
学校や家庭での悩みことや、困りことがあったら、子どもの権利ほっとラインに相談し
てみませんか。

こ けんり えどがわ子どもの権利ほっとライン

でんわばんごう
電話番号

0120-301-123

そうだんうけつけじかん かようび もくようび こごじ こごじ
相談受付時間： 火曜日、木曜日 午後1時から午後6時

どようび こぜんじ こごじ
土曜日 午前10時から午後3時

ねんまつねんし しゅくじつ やす
(年末年始、祝日はお休みです。)

でんわりょうきん まも
電話料金はかかりません。ひみつは守ります。

メールフォームはこちら →

